

平成16年度廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正について

はじめに

平成16年度廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）改正は、本年4月28日、政令改正は9月29日、省令改正は10月27日に公布されました。近年、硫酸ピッチの不適正な保管といった、悪質な廃棄物の不適正処理が依然として後をたたず、また、廃棄物の処理施設における甚大な事故が発生するなど、廃棄物をめぐる問題の解決は、なお早急に対処すべき課題となっています。

このような状況を踏まえ、今般の改正法においては、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、安全な受け皿としての廃棄物処理施設の確保を図るため、産業廃棄物の不適正処理事案に係る環境大臣の都道府県知事に対する指示規定の創設、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の廃棄物の処理施設における事故時の措置の義務付け、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出の義務付け、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、これと併せて、改正政令及び改正省令において、廃棄物処理に関する諸基準の強化・合理化等を図ることとしたものです。

改正の概要

1. 法改正にかかわる部分

廃棄物処理施設の設置の許可に係る生活環境影響調査書の添付等の特例

法8条3項、4項・15条3項、4項(平成16年10月27日施行)

施設の構造上は適正であっても、設置者が適正でない（欠格要件に該当する等）ことから施設が放置される可能性があります。過去に設置許可がなされた廃棄物処理施設とその場所、施設の種類等が同一のものである場合、その他の環境省令で定める場合は、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととし、新たな設置者に対し、許可に関する手続きの一部が不要とされました。調査書の添付と縦覧は行いませんが、許可申請書の縦覧については従来どおり行います。

この規定の対象施設は、調査書の添付が平成10年6月1日以降になりますので、この日以降に許可申請を行った施設のみになります。

環境省令で定める場合 省令3条の3・11条の3

- ・ 最終処分場以外の施設にあつては、施設の場所、施設の種類、処理する廃棄物の種類、処理能力、施設の位置、構造等の設置に関する計画、施設の維持管理に関する計画が同一のものである場合。
- ・ 最終処分場にあつては、施設の場所、施設の種類、処理する廃棄物の種類、施設の位置、構造等の設置に関する計画、施設の維持管理に関する計画が同一のものである場合。
(最終処分場に関しては埋立能力は当然減少していることが予想されるため処理能力が同一であることは要件とされません。)

廃棄物が地下にある土地の形質の変更

法15条の17、18、19・19条の10(平成17年4月1日施行)

平成9年度改正において、廃棄物最終処分場は技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合に限り廃止できるとする廃止基準がもうけられました。また、廃止された最終処分場は、駐車場、廃棄物処理施設、資材置場等に利用されていますが、掘削工事等により遮水シートが破損し浸出水やガスが周辺部へ漏出する等予期せぬ支障が生じる可能性が考えられます。このような状況から、廃止された最終処分場の適切な維持管理が求められています。

都道府県知事は、土地の掘削、その他形質変更が行なわれることにより、当該廃棄物に起因する支障が生ずるおそれがある区域を、**指定区域**として指定し公示します。指定区域において土地の形質変更を行なおうとする者は、変更に着手する30日前までに都道府県知事に届出なければなりません。また、都道府県知事は変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができます。(措置命令を含みます。) 施行は平成17年4月1日です。環境省令で定める基準は11月末現在公布されていません。

指定有害廃棄物の処理の禁止

法16条の3(平成16年10月27日施行)

近年、不正軽油を密造する際に発生する硫酸ピッチが社会問題となっています。硫酸ピッチは強酸性であることに加えて腐食性があり、容器であるドラム缶を腐食して地面に漏出します。また、漏出した硫酸ピッチが雨水と接触すると有毒な亜硫酸ガスを発生します。硫酸ピッチを有価物の保管と称し、倉庫等に搬入し処理を行わずに放置する例があり、早期に厳しい対応を行なっていく必要があります。

この硫酸ピッチを指定有害廃棄物と規定し、政令で定める基準に従って行なう場合等の例外を除き、保管、収集、運搬、処分をしてはなりません。これまで硫酸ピッチの処理については特別管理産業廃棄物の処理基準に従い処理するとしており、とくに硫酸ピッチに関して規定した部分はありませんでした。また、この処理基準に違反した場合は、改善命令、措置命令の対象となるのみで直接罰則に処する規定はありませんでした。

今回の改正では硫酸ピッチを指定有害廃棄物とし、処理基準を定め、不適正な処理を行なったものについては措置命令等を経ることなく、法第25条に5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科という罰則が規定されました。基準は以下のとおりです。保管基準である容器、収集運搬基準である車両の構造、また処分基準としては、汚水の浸透、亜硫酸ガスの発散防止のための設備など、難しい基準となっています。

政省令で定める基準	政令15・16条	省令第12条の31~41
・保管	イ	密閉できること
	ロ	容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること
	ハ	日本工業規格Z1601号第1種に適合するドラム缶又はこれ相当の強度を有すること
	ニ	指定有害廃棄物の保管場所であることの掲示板がもうけられていること
	ホ	汚水の浸透、亜硫酸ガスの発散防止のための設備がもうけられていること
	ヘ	その他のものと混合しないこと
	ト	保管量は20kl(ドラム缶100本) 等
	・収集運搬	イ
	ロ	その他のものと混合しないこと
	ハ	車両は指定有害廃棄物が飛散、流出し並びに亜硫酸ガスが漏れるおそれのないものとし、容器を固定できる構造であること
	ニ	保管を行なう場合は平均搬出量の7倍又は20kl(ドラム缶100本)のいずれか少ない数量とする 等
・処分再生	イ	汚水の浸透、亜硫酸ガスの発散防止のための設備がもうけられていること
	ロ	環境大臣が定める(焼却又は中和)方法によりおこなうこと
	ハ	保管量は焼却の場合平均処理量の1.4倍、中和の場合平均処理量の1.4倍又は20kl(ドラム缶100本)のいずれか少ない数量とする
	ニ	保管期間は21日間とする 等

廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置

法21条の2・28条(平成16年10月27日施行)

近年、廃棄物の保管に由来すると考えられる事故、汚水処理設備の破損等により未処理の汚水が敷地境界外に流出する事故及び最終処分場のえん堤の破損により埋め立てられた廃棄物が流出する事故などが発生しており、事故発生後の速やかな対応を求めためにもうけられました。特定処理施設の設置者は、破損その他の事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散及び流出等により、周辺の生活環境に支障が生じ、又はそのおそれがあるときは、支障の除去又は発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければなりません。都道府県知事は応急措置を講じていないと認めるときは措置を命ずることができます。この規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。特定処理施設とは以下のとおりです。法15条に規定される施設は全て対象になります。またそれ以外の施設でも対象となる場合があります。

特定処理施設とは 政令24条 省令18条

- 1 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（法8条、15条）
- 2 1以外の廃棄物の処理施設で次のいずれかに該当するもの
 - ・ 1hあたりの処理能力が50Kg以上又は火床面積が0.5m²以上の焼却設備
 - ・ 1日あたりの処理能力が1t以上の熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類溶融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備、メタン回収設備
 - ・ 1日あたりの処理能力が1m³以上の廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリの中和設備

環境大臣の指示

法21条の3(平成16年10月27日施行)

大規模な不法投棄、硫酸ピッチ等、通常の経済活動では排出されないようなものについて、より積極的に関与していくために創設されました。環境大臣は生活環境保全上、緊急の必要がある場合には措置命令及び代執行に関する事務について都道府県知事に対し、必要な指示をすることができます。

罰則の強化

法25条1項・26条7号・32条(平成16年5月18日施行(イは平成16年10月27日施行))

罰則改正は、と同様に、頻発する大規模な不法投棄や通常の経済活動からは排出されないようなものについて、より積極的に厳しく監視するため追加及び強化されました。内容は以下のとおりです。

- (1) 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれの併科
 - イ 指定有害廃棄物の処理の禁止に違反した者
 - ロ 受託基準違反
 - ハ 不法焼却
- (2) 3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金、又はこれの併科
 - ニ 不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者
- (3) 1億円以下の罰金
 - ホ 法人の業務に関し役員、従業員が不法焼却を行なった場合

イは硫酸ピッチについての規定ですが、この施行は10月、その他は5月に既に施行されています。ロ及びハの受託基準違反、不法焼却については罰則が強化されました。

ニについては、15年度改正において、不法投棄、不法焼却未遂罪がもうけられ、罰則は(1)の内容とされました。今年度改正では、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者は、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金、又はこれの併科という規定がもうけられました。未遂罪と今回の目的罪の違いですが、未遂罪の中の不法投棄未遂とは廃棄物を投げる、置く、埋める等の行為に着手した時点と考えます。具体的な例としては、荷台操作を始めた直後に警官等に制止された場合、監視に気づいて行為を打ち切った場合等です。不法焼却の具体的な例は、直接廃棄物に点火した場合、廃棄物に点火する目的で媒介物に着火した場合、ガソリンを散布した場合等です。

今回の改正である目的罪とは、この準備段階にあっても取り締まることを可能にしたものでありとても厳しく判断も難しい罪になります。具体的な例としては、不法投棄が行なわれている現場付近まで不法投棄目的で廃棄物を積載した車両を乗り入れ、投棄の順番待ちをする行為、不法投棄現場に着火剤とともに廃棄物を搬入する行為等が考えられます。

2. 法改正にかかわらない政令改正

廃棄物の熱分解を行なう場合の処理基準の創設等

政令3条2号ロ、3号へ6条1項2号イ、3号(平成17年4月1日施行)

廃棄物の熱分解処理が実用化されてきたことから規定されました。熱分解(燃焼を伴わずに加熱により分解すること)処理を行なう場合は、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行なうこととなります。(環境大臣が定める方法は未定です。)

環境省令で定める構造 省令1条の7の2

- ・低酸素状態に保つこと
- ・温度、圧力を測定及び制御できること
- ・油化の場合については、廃棄物の処理量、炭化水素油の生成量及び熱分解後の残渣物量を測定できること

公共水域及び地下水の汚染防止措置に係る廃棄物の埋立処分基準の明確化

政令3条3号ロ・6条1項3号イ(平成17年4月1日施行)

埋立処分基準が具体化されました。廃棄物の埋立処分にあたっては、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずることとされていますが、これを具体化できるよう、環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずることとなりました。

環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置 省令1条の7の3

- ・埋立地からの汚水の浸出を防止することができる遮水工、汚水を有効に集めることができる集水管、浸出液処理設備等をもうけること。
- ・浸出液処理設備を適正に維持管理することにより、その水質を一定の基準（許可を受けた最終処分場に適用される放流水基準と同等のもの）に適合させた後、放流すること。
- ・周縁の地下水について水質の悪化が認められる場合にはその原因の調査等必要な措置を講ずること。

省令7条の9

公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物のみ埋立処分(安定型産業廃棄物のみ埋立処分に適合していることが確認された最終処分場において行なう最終処分、公共の水域及び地下水と遮断されている埋立地において行なう最終処分)については上記の措置を講じなくてもよい。

運搬設備の表示の義務付け

政令6条1項1号イ・6条の5 1項1号(平成17年4月1日施行)

不法投棄事案の増加に対応し、的確な取締まり等を確保するためです。運搬車の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集、運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当運搬車に環境省令で定める書面を備えつけておくことが必要となります。

環境省令で定めるところ 省令7条の2、省令7条の2の2

表示

事業者	産業廃棄物収集運搬船、車両である旨、氏名又は名称
市町村又は都道府県	産業廃棄物収集運搬船、車両である旨、市町村又は都道府県の名称
産業廃棄物収集運搬業者	産業廃棄物収集運搬船、車両である旨、氏名又は名称及び、 船舶の場合は許可番号、車両の場合は許可番号の下6ケタ
産業廃棄物の再生利用に係る 特例制度の認定を受けたもの	産業廃棄物収集運搬船、車両である旨、氏名又は名称及び認定番号

車両の表示様式 省令7条の2の2 3項

両側面に識別しやすい色で表示する。産業廃棄物収集運搬車である旨は JIS Z 8 3 0 5 (1ポイントは0.3514mm) に規定する 1 4 0ポイント(約5cm)以上の大きさの文字、それ以外の事項は同 9 0ポイント(約3.2cm)以上の大きさの文字で表示する。

書面

事業者

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

産業廃棄物収集運搬業者

- ・許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票

電子マニフェストシステムを利用した場合

- ・許可証の写し ・システム加入証
- ・次の事項を記載した書面又は電子情報（運搬する産業廃棄物の種類及び数量、委託した者の氏名又は名称、運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先、運搬先の事業場の名称及び連絡先）

産業廃棄物収集運搬車両の表示例

産業廃棄物収集運搬車	}	約 5 cm 以上の文字
(株) 川 崎 商 事		約 3 . 2 cm 以上の文字
第 0 1 2 3 4 5 号		約 3 . 2 cm 以上の文字

3. 法、政令改正にかかわらない省令改正

小型焼却炉に係る処理基準の見直し

省令1条の7 3～5号・6条2号(平成16年12月10日施行)

ダイオキシン類濃度基準の遵守とダイオキシン類排出量の削減を図るため、平成13年に、法に基づく許可を要しない小型焼却炉の設置基準（処理基準）が強化されました。（平成14年12月施行）その後、平成12年に策定されたダイオキシン類削減計画の目標である「平成9年に比べ約92%削減」を達成しました。規制強化後の小型焼却炉の排ガス中のダイオキシン類濃度や設置基準への対応等を見ると、ダイオキシン類濃度基準を十分に満足しているものの、現行の設備基準に適合していないため、廃止又は休止状態にあるものが相当数存在しています。法に基づく設置許可を要しない小型焼却炉について、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守に支障を生じない範囲で規制の合理化を図るため、以下のとおり処理基準を見直しました。

- ・ 3号（改正前）外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる構造であること。
（改正後）燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる構造であること。
- ・ 4号（改正前）燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
（改正後）燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉をもちいた設備にあってはこの限りでない。
- ・ 5号（改正前）燃焼ガス温度を保つために必要な助燃装置がもうけられていること。
（改正後）燃焼ガス温度を保つために必要な助燃装置がもうけられていること。ただし加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉をもちいた設備にあってはこの限りでない。

3号については、燃焼中に廃棄物を燃焼室に投入する場合については、外気と遮断された状態で投入できる構造であることとされました。改正前の、「定量づつ投入すること」という文言からバッチ炉の使用について曖昧なところがありましたが、今回の改正で、1回で燃やしきるバッチ炉も使用可能であることが明確になりました。4号は、燃焼ガス温度の測定をする装置の設置、5号は助燃装置の設置についてですが、改正は改正前の条文にただし書きがつく形の改正です。ただし書きの内容としては、4号については、常時設置が基本ですが、安定した燃焼状態が維持できる場合は、温度計が必ずしも設置されていなくとも燃焼ガス温度が定期的に測定可能な構造であれば使用可能であるということです。5号については、燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800度以上の安定した燃焼状態を保つことが可能とされる製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合などに限って、助燃バーナーが設置されなくとも使用可能になりました。なお、汚泥、廃酸、廃アルカリなどの水分が多く含まれている場合など、安定した燃焼状態を保つことが困難と考えられる場合は従来どおりとなります。また、製材木くずについても湿り気のあるものなど安定した燃焼状態を保つことが難しいものについては従来どおり助燃装置の設置が必要です。

既存の製造設備を活用した廃棄物焼却施設の構造、維持管理基準の見直し

省令4条1項8号(平成16年12月10日施行)

焼却施設のうち、製鋼用の電気炉、銅の第一次製錬用の転炉及び溶解炉並びに亜鉛の第一次製錬用の焙焼炉において廃棄物を焼却する場合について、これらの製造設備の構造や稼動実態等を踏まえ、現行の焼却設備に係る構造、維持管理基準を以下のように見直しました。

- ・ 燃焼室については、溶鋼等の製品を得るために必要な温度を適正に保持すること。
- ・ 燃焼室については、燃焼ガスが外気へ流出しないこと。
- ・ 炉内温度を把握するため、炉内又は炉出口の溶鋼等の温度を測定、記録すること。

最終処分場の残余容量の定期的な把握及び記録、閲覧の義務付け

省令12条の7の3 5号(平成17年4月1日施行)

廃棄物最終処分場の埋立記録のみでは最終処分場の実際の埋立残余容量を的確に把握できないことから、適正な廃棄物処理がおこなわれることを確認できるようにするため、以下の事項について新たに義務付けます。

- ・ 残余容量の定期的な把握(年1回)及び記録の作成、保存
- ・ 残余容量と当該残余容量を算出した年月日の記録、閲覧

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

省令1、2条

(平成17年4月1日施行)

管理型最終処分場に係るほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸、亜鉛酸化合物等の排水基準の見直します。(暫定基準とする。)

ほう素及びその化合物	50 mg / l (リットル)
ふっ素及びその化合物	15 mg / l (リットル)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg / l (リットル)

おわりに

以上が平成16年度廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正の概要です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、時々の廃棄物問題に対応できるよう毎年改正を重ねています。すべての改正が直接に自己に関わってくるものではないと思いますが、改正内容からは現在廃棄物処理が抱えている問題が明らかになります。今回の改正は施設の報告義務、指定有害廃棄物の処理基準、罰則の強化など厳しくなった部分と、焼却設備の基準の緩和、添付書類の省略など合理化された部分があり廃棄物問題がいかに難しい問題であることを示しています。

廃棄物の処理を行う事業者各位には改正の趣旨とその内容を十分に御理解いただき、廃棄物の適正処理に努めていただくようお願いいたします。